

宇治税務署からのお知らせ

譲渡所得等の申告は 宇治税務署確定申告会場へ



※申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

※混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに(午後4時頃)受け付けを終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

●申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)と26日(日)は受け付けしません)。
●受付時間 午前9時～午後5時

土地や建物、株式等の「譲渡所得」、「贈与税」や「相続税」の申告等は、直接、宇治税務署へお越しください。※文化センターの会場では受け付けをいたしません。

公的年金等を受給されている人へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる人は、確定申告書の提出が必要です。

ご注意ください！
所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。
住民税に関しては、市役所課税課市民税係におたずねください。

申告書等は国税庁ホームページで作成できます！
画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- いつでも利用可能！
確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。
- 税務署に出向く必要なし！
e-Tax又は印刷して郵送等により提出することができます。
- 自動で税額を計算！
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。
- プリントサービスにも対応！
コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して、申告書等を印刷することができます。

●振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ

現在、国税を口座振替で納付していただいている人には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されていますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費節減の観点から、平成29

年1月以降、領収証書の送付に代えて、次のとおり対応しています。納税義務者の皆様のご理解とご協力をお願いします。
①振替納税をご利用いただいている人で、申告所得税および復興特別所得税または消費税および地方消費税をe-Taxで申告していただ

ている人は、e-Taxホームページ等の「振替納税結果」メニューから振替納税結果が確認できるようになりました。
②振替納税をご利用いただいている人で、書面による証明が必要な人には、税務署にて口座振替がされた旨の証明を行います。

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

住宅の改修工事で固定資産税を減額

も現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

1 熱損失防止改修工事
住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上であること。
▽平成30年3月31日までに、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも、建築士事務所に登録する1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人
▽平成30年3月31日までに、次の①⑤⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消の引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

2 バリアフリー改修工事
住宅のバリアフリー改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税(100㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】
▽新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月まで)
【減額の期間と額】
改修工事が完了した年の翌年度分から、次のとおりその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の2分の1を減額。
【減額される要件】
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
▽平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。
▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるもので

3 耐震改修工事
住宅の耐震改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の2分の1相当を減額します。

【減額の期間と額】
改修工事が完了した年の翌年度分から、次のとおりその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の2分の1を減額。
【減額される要件】
・平成30年3月31日までに改修工事が完了し、1年間通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了し、2年間改修工事を完了後3カ月以内

【減額の期間と額】
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(100㎡相当分まで)の3分の1を減額。
【手続き】
改修工事を完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

【減額の期間と額】
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(100㎡相当分まで)の3分の1を減額。
【手続き】
改修工事を完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

【減額の期間と額】
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(100㎡相当分まで)の3分の1を減額。
【手続き】
改修工事を完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

市税の納付は口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。振替は平成29年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

◆問い合わせ 納税課